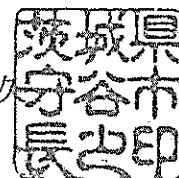


守谷市告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月22日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	37	ひがし野第二号生産緑地地区	守谷市ひがし野	約0.09ha
新				廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考		
	番号	名称	面積
約 4.2 ha	1	新町生産緑地地区	約 0.07 ha
	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha
	4	御茶屋下生産緑地地区	約 0.09 ha
	5	籠山前生産緑地地区	約 0.73 ha
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.25 ha
	11	土塔前第二号生産緑地地区	約 0.07 ha
	12	土塔前第三号生産緑地地区	約 0.05 ha
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha
	15	松前台第一号生産緑地地区	約 0.09 ha
	17	松前台第三号生産緑地地区	約 0.17 ha
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha
	24	薬師台第四号生産緑地地区	約 0.05 ha
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha

C

面積	備考		
	番号	名称	面積
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha
	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha
	33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	約 0.08 ha
	34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha
	35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha
	36	ひがし野第一号生産緑地地区	約 0.18 ha

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・理由 今回変更しようとするひがし野第二号生産緑地地区は、生産緑地法第14条による地区内における行為の制限解除に伴い
区域、面積に変更が生じたことから、生産緑地地区を変更するものです。

新 旧 対 照 表

新	旧
取手都市計画生産緑地地区 約4.2ha 30地区 【変更内訳】 ひがし野第二号生産緑地地区 0.00ha(廃止)	取手都市計画生産緑地地区 約4.3ha 31地区 【変更内訳】 ひがし野第二号生産緑地地区 約0.09ha

変更内訳

37 ひがし野第二号生産緑地地区

新	旧
所在地 守谷市ひがし野三丁目14番5 合計	所在地 守谷市ひがし野三丁目14番5 合計
面積 0㎡(廃止) 0㎡(廃止)	面積 894㎡ 894㎡

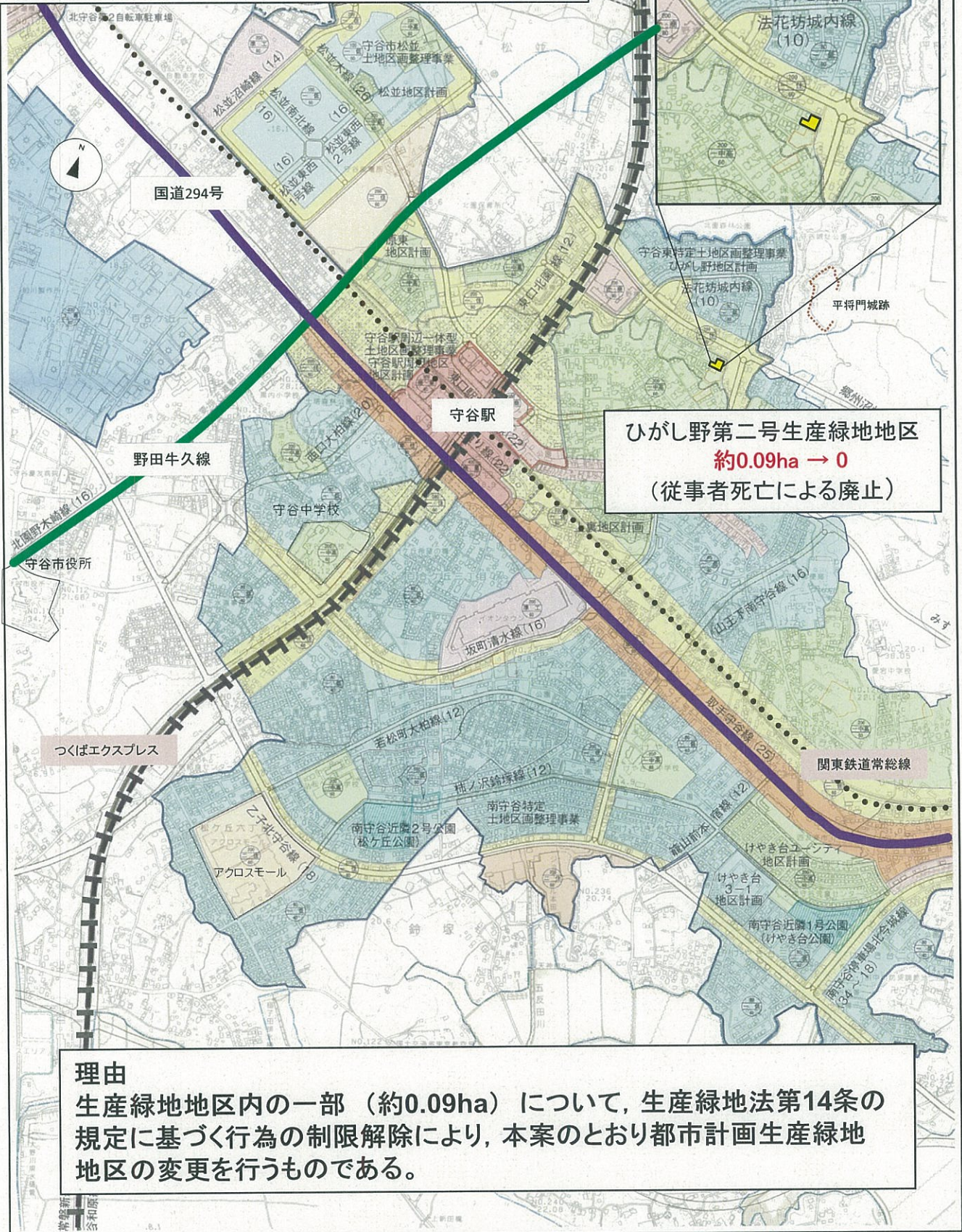
取手都市計画 生産緑地地区(守谷市決定)

全体面積

4.3ha → 4.2ha

箇所数

31箇所 → 30箇所



ひがし野第二号生産緑地地区
約0.09ha → 0
(従事者死亡による廃止)

理由

生産緑地地区内の一部 (約0.09ha) について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限解除により、本案のとおり都市計画生産緑地地区の変更を行うものである。